

件名	愛媛県飼料検定条例の一部を改正する条例																										
主管課	畜産課																										
根拠法令等	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する等の法律（平成15年6月11日公布、平成15年7月1日施行）																										
<p>【改正の概要】</p> <p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正に伴う規定整備を行う。</p> <p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第4条第1項後段の規定による検定</p> <p style="text-align: center;">第27条第1項後段</p> <p>「配合飼料」とは、法第3条第1項の規定によりその栄養成分量のすべてにつき公定規格が定められた飼料をいう。</p> <p style="text-align: center;">第26条第1項</p>																											
施行日	公布日																										
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 改正法の目的</p> <p>牛海綿状脳症の発生を契機として、国民の食の安全性に対する信頼が損なわれている事態を踏まえ、食品の安全性の確保に万全を期するため、農畜水産物の生産に係る資材の安全性の確保と適正な使用の徹底を図るとともに、公益法人に対する行政の関与の適正化の観点から飼料の検定制度の見直し等を行う。</p> <p>2 検定実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>手数料(円)</td> <td>296,800</td> <td>296,800</td> <td>225,500</td> <td>147,300</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 県内の飼料製造業者</p> <p>ジェイエイ四国くみあい飼料(株)宇和島工場外26業者</p> <p>4 検定場所</p> <p>愛媛県中央家畜保健衛生所(松前町)</p>							年度	10	11	12	13	14	15	件数	5	5	5	3	0	0	手数料(円)	296,800	296,800	225,500	147,300	0	0
年度	10	11	12	13	14	15																					
件数	5	5	5	3	0	0																					
手数料(円)	296,800	296,800	225,500	147,300	0	0																					